

第 87 回広島 2 人デモ

2014 年 2 月 14 日（金曜日）18:00 ～ 19:00
毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

原発問題は生存権問題

函館市、いよいよ大間原発差し止め訴訟へ

There is no safe dose of radiation

「放射線被曝に安全量は無い」 世界中の科学者によって一致承認されています。

本日のトピック

- いよいよ函館市が大間原発建設差し止め請求訴訟へ
- 大間原発は函館市民にとって「生存権問題」
- 電源開発とはどんな会社か
- 大間原発の特徴と生存権問題
- 函館市訴状概要に見るそのユニーク性と大間町の立場
- 大間原発審査に臨む原子力規制委員会の態度
- 函館市は原発立地地元か周辺自治体か
- 鳥取県にみる原発立地地元の自己規定
- 東京都知事選挙では本当は何が争点だったのか？
- 「函館」から私たちが学ぶもの
- <巻末資料編> 原発による生存権問題をかけて争われる 2014 年県知事選挙

いよいよ函館市が大間原発建設差し止め請求訴訟へ

2014 年 2 月 12 日函館市長・工藤壽樹（くどうとしき）氏が記者会見を開いて、電源開発が青森県大間町に建設中の大間原発建設差し止め請求訴訟に入ることを公表しました。提訴は 2 月に開催予定の函館市定例市議会に諮ってその賛成を取り付けた上で 3 月にも東京地裁に提出するとのこと。 **（以上北海道新聞 2 月 13 日付けデジタル版による）**

広島から遠く離れた北海道の函館で、一体なにが起きているのでしょうか？ 工藤市長をはじめとする函館市民は一体何を怒っているのでしょうか？ マスコミがこうした動きをほとんど伝えないので、私たち広島市民にとっては寝耳に水みたいな話ですが、**函館市民の大間原発に対する不安は昨日今日に始まったことではない**のです。福島第一原発事故以降、原発に対する不安、従って放射能被曝に対する不安は日本全国に広がりました。特に函館のように、最短で大間原発から 23km の地点に住む市民の不安は大きくなりました。**だいいち、現市長の工藤氏自体が、フクシマ事故後の 2011 年 4 月に「大間原発建設中止」を掲げて立候補し、「原発問題はエネルギー問題。エネルギー問題は国の専管事項。地方自治の政策課題にはなじまない」（どこかで聞いたセリフですが）とする現職対立候補を破って当選した市長です。**

函館市や函館市民の主張に耳を傾け、その主張を理解すればするほど、私たち広島市民もこれは人ごとではない、私たちの広島にもやがてふりかかってくる大きなテーマだと気がつかれます。**一言でいえば、函館市民は「大間原発問題」をエネルギー問題として捉えずに、「生活権」「財産権」を含む「生存権問題」として捉えていることがわかります。**

黙っていたら“YES”と同じ

広島2人デモはいてもたってもいられなくなった仕事仲間の2人が2012年6月23日から始めたデモです。私たちは原発・被曝問題の解決に関し、どの既成政党の支持もしません。期待もアテもしません。マスコミ報道は全く信頼していません。何度も騙されました。また騙されるなら騙されるほうが悪い。私たちは市民ひとりひとりが自ら調べ学び、考えることが、時間がかかっても大切で、唯一の道だと考えています。なぜなら権利も責任も、実行させる力も、変えていく力も、私たち市民ひとりひとりにあるからです。

詳しくはチラシ内容をご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、**ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしてください**が幸いです。

表 1 函館市が準備中の大間原発建設差し止め請求のポイント

*** 函館市は電源開発と日本国を請求相手方としている。また内容からすれば、運転差し止めに主眼があり、建設差し止めは予防的意味合いが強い。**

<対電源開発>

【請求趣旨】

大間原発は建設、運転してはならない。

【請求の原因（法的根拠）】

重大事故が発生する蓋然性が高く、福島原発事故を踏まえ、

- (1) 自治体崩壊という壊滅的被害を受ける具体的危険にさらされることから、地方自治体の存立を求める権利に基づき、その侵害の排除または予防のため、建設の差し止めを求める。
- (2) 市有地・市庁舎等の不動産をはじめとする多数の財産の使用禁止という危険にさらされることから、所有権に基づく妨害予防請求として、建設の差し止めを求める。

<対日本国>

【請求趣旨】

- (1) 経済産業大臣が平成 20 年 4 月 23 日付の大間原子力発電所原子炉設置の許可処分は無効であることを確認する。
- (2) 国は電源開発に対し建設停止を命ぜよ。（主位的請求）
- (3) 国は電源開発に対し、大間原発設置について函館市が同意するまでの間、建設停止を命ぜよ。（予備的請求）

【請求の原因（法的根拠）】

- (1) 大間原発設置許可は違法。（原子炉等規制法違反）
- (2) 新規規制基準による安全性が確認されていない原子炉。仮に新規規制基準により安全という判断がなされたとしても、福島事故の原因を解明していない中で作成された新規規制基準では安全確保は不十分である。
- (3) 福島原発事故では、少なくとも 30 キロ圏までは壊滅的被害が及ぶことが明らかとなり、原発から概ね 30 キロ圏までは原子力防災計画策定が義務付けられることとなっている。原発建設による不利益は、少なくとも 30 キロ圏内にある自治体にも及ぶことから、原発建設の際の同意手続きは、立地自治体に限らず周辺自治体をも含むと解すべきである。

【資料出典】函館市『大間原発に係る訴状（案）の概要』（函館市の Web サイト - 2014 年 2 月 13 日閲覧）なお函館市は「現段階の案であり、提訴の時期等により、修正を行うことがあります」としている。

大間原発は函館市民にとって「生存権問題」

表 1 は現段階で函館市が準備している「大間原発建設差し止め請求」のポイント表です。

この表によれば、提訴の相手方は当事者である「電源開発」とそれを国策として推進している「国」の双方です。

まずく**対日本国**への請求趣旨から見てみましょう。(表 1 対日本国参照のこと) 簡単に言うと「大間原発の安全は担保されていない。それは原子炉等規制法の定めにも反する。従って運転させることは違法になる。また従ってその予防的措置として大間原発の建設の差し止めを命ぜよ」というものです。残念ながらこの点は国の方が一枚も二枚も上手です。法律上は文句がつけられないように整備しています。**第一「原発は安全です」とはどこにも一言も言っていないのです。**それどころか、2012 年 6 月に成立した原子力規制委員会設置法では「**原子力利用における事故の発生を常に想定し**」(第一条<目的>)と述べ、**原発には事故が起こることを前提に、すべての法律体系が書き換えられてしまっています。**従って**原子力規制委員会の審査も「安全である」かどうか審査の対象ではなく、「事故が起こっても、想定する以上の苛酷事故に対する備えができていないかどうか」が審査の対象**です。それでも原発は「リスクゼロではない」(2013 年 4 月 3 日田中俊一規制委員会委員長記者会見)というのが規制委員会のスタンスであり、福島事故並の苛酷事故は起こりうるのであって、その時に備えて広域避難計画を策定して普段から苛酷な「原子力災害」に備えなさい(原子力規制委員会『原子力災害対策指針』2013 年 9 月 5 日全部改正)というのが原子力規制委員会の言い分です。そしてその言い分が現在の法体系になっています。

ですから函館市がその請求にいう「仮に新規規制基準により安全という判断がなされたとしても」は、いささかの外れということになります。規制委は「**私たちは少しも安全だ、なんていっていませんよ。それどころか苛酷事故は起こりうる、だから広域避難計画をつくって、訓練や研修を行って普段から苛酷事故発生に備えてください、**といっているじゃありませんか」ということになります。

それではこの函館市の請求は全く無価値なのでしょうか？とんでもありません。この請求は、自治体による日本初の差し止め提訴、という以上に画期的な提訴なのです。

表 1 <対電源開発> に対する請求趣旨を見てください。この請求は次のようにいいます。

「重大事故が発生する蓋然性が高く（これは原子力規制委員会も認めています）、自治体崩壊という壊滅的打撃を受ける具体的危険（双葉町を見てください。飯館村を見てください）地方自治体の存立を求める権利に基づき」「大間原発は建設、運転してはならない」

まことにその通りなのであります。**地方自治体も個人同様生存権を主張できる**のです。それは**日本国憲法が保障した奪えない固有の権利**です。

実は私はこの件に関して函館市総務課に問い合わせて見ました。以下がそのやりとりです。

私 「対電源開発請求の原因では具体的な法的根拠はなにか？」

総務課 「具体的法律はないが、その趣旨は現行法の精神に合致している」

私 「あえていえば生存権を保障した憲法か？」

総務課 「あえていえばそうなる」

この請求が画期的なのは、**小手先の法律技術論を脱し、憲法の精神から大間原発の建設・運転を違法としている点**です。まことにその通りなのであって、この点を追求していけば、**「原子力利用における事故の発生を常に想定し」なければならない原発の稼働を容認する「原子力規制委員会設置法」自体、常に「避**

図 1 函館市と大間原発、各核施設の距離



難に備えなさい」とする「原子力災害対策指針」自体が憲法違反の無効な法律・法令、ということになっていきます。

図 1 をご覧下さい。わずか 23km のところに大間原発ができるばかりか、100km ちょっとのところには日本原燃の六ヶ所村再処理施設、そして東北電力東通原発、東京電力東通原発（計画中）、そして北の 140km 地点に北海道電力の泊原発。これらが全部動き出せば、函館市民は危険な核施設に取り囲まれて日常生活を送ることになります。**これを認めてしまっは日本には憲法はないも同然、**ということになります。

表 2 電源開発の会社概要

社名：電源開発株式会社
英文社名：Electric Power Development Co.,LTD.
本社：東京都中央区銀座六丁目 15 番 1 号
設立：1952 年（昭和 27 年）9 月 16 日
資本金：1524 億円（2013 年 3 月末）
売上：6560 億円（2013 年 3 月期）
経常利益：448 億円（2013 年 3 月期）
純利益：298 億円（2013 年 3 月期）
純資産：4539 億円（2013 年 3 月末）
総資産：2 兆 1699 億円（2013 年 3 月末）
会長：前田 泰生（2013 年 6 月現在）
社長：北村 雅良（2013 年 6 月現在）

表 3 事業内容

一般電気事業者（電力会社）に対する卸売り電気事業が主体。自社保有の送変電設備を使って 9 電力会社（沖縄電力をのぞく）に託送サービスを行っている。日本唯一の卸売り電気事業者。

水力発電事業：大規模水力発電所を有し、合計 58 力所 865 万 kW。下郷発電所（福島県下郷町 100 万 kW）、奥清津発電所（新潟県湯沢町 100 万 kW、新豊根発電所（愛知県豊根村 113 万 kW）など。

火力発電事業：すべて石炭火力発電所。7 箇所 841 万 kW。磯子発電所（横浜市磯子区 120 万 kW）、竹原発電所（広島県竹原市 130 万 kW）、橋湾発電所（徳島県阿南市 210 万 kW）、松島発電所（長崎県西海市 100 万 kW）、松浦発電所（長崎県松浦市 200 万 kW）など。常に最新鋭の石炭発電所を開発設置してきたその経営努力は敬服に値する。世界最新鋭石炭発電所群。

地熱発電所：鬼首発電所（宮城県大崎市 1 万 5000 kW）1 箇所

送電設備：亘長 100km 以上 8 幹線。総延長 2408km

変電設備（出力）4 力所 430 万 kVA

無線通信設備：5952 km（回線総亘長）

電源開発とはどんな会社か

大間原発の概要を見る前に、大間原発建設を強引に推し進めようとしている電源開発という会社を見ておきましょう。

表 2・表 3 を見ておわかりのように、**電源開発はこれまで水力発電と石炭火力発電を主体とする電気事業者**でした。しかも**顧客は既存の電力会社**で、一般家庭や企業に電気の小売りをしない、電力会社へ低コストの電気を販売する卸売り専門の電力会社です。2012 年度（2013 年 3 月期）の決算を見ておわかりのように、**年間売り上げ 6650 億円、経常利益 448 億円、純利益 298 億円を出している超優良会社**です。ここで「**おかしいな、電力会社は燃料費高騰で軒並み大赤字の筈では？**」と思われる方もあるかもしれませんが、**電力会社が赤字経営なのは、原発コストを安く見せかけるために、意図的に（と表現しても言い過ぎにはならないと思います）火力発電事業を高コスト体質にしてきたため**です。そのため既存火力発電設備への投資を怠り、軒並み老朽化している上にいまだに石油・火力設備を保有し、石油並みに高いガス燃料を購入しているせいです。**いわば無能経営がその赤字の原因**です。電源開発は燃料コストのかからない水力発

電が半分、低コストの石炭を使用する石炭火力発電が半分の極めて日本の利点を生かした発電形態を持っており、これが赤字にならない理由です。

「**石炭発電は大量の CO2 を排出する時代遅れの発電なのは？**」と勘違いされる人も多いかも知れません。**（確かにマスコミは電力会社のいうなりにそのような宣伝を繰り返してきました。そして原発はクリーンなエネルギーだと宣伝してきました）**しかし**石炭発電の技術革新は目覚ましく、熱効率が原発の 2 倍以上、CO2 排出も最新技術では日本の環境基準に合致するようになりました。（旧式の石炭火力発電所もたとえば大分の新日鐵住金の石炭火力発電所のよう****にまだ存在します）**

電源開発の石炭発電能力は巨大です。たとえば、徳島県阿南市にある橘湾発電所は 210 万 kW、関西電力は低コストの電気の供給を電源開発から受けて一息ついている有様です。

体のいい平成の国有企業払い下げ

もともと電源開発は日本の電力供給の安定のための電力会社、民間電力会社の電力供給のバッファとして 1952 年に全額出資で作られた国有国营企業でした。**全額国民の税金で作られた**のです。一大転機が訪れるのが **2003 年の小泉政権の民営事業化政策**で、民営事業に転換した時です。政府が持っていた株式を大手の金融機関に譲り渡したのです。これは体のいい国有企業のたたき売りでした。こうして**ほんの一握りの巨大金融機関が、民間企業となった電源開発の支配権を握り、本来国民全体の富をほぼ二足三文で手に入れることができた**のです。これは体のいい「平成の国有企業払い下げ」でした。（表 5 参照のこと）

表 4 は、**電源開発の主要株主表**ですが、**どの電力会社の株主にも名前を連ねているお馴染みの顔ぶれ**です。一言でいえば、**旧三菱、三井、住友といった旧財閥系巨大金融機関と日本生命****といった機関投資家が、電源開発を支配**しています。

電源開発は電力事業者としても優秀です。石炭発電所の技術革新に常に先行的な投資を行ってきました。現在アメリカでもヨーロッパでも中国でも石炭発電に投資が盛んですが、これらの国の旧式な発電設備と比較すると電源開発の石炭発電所は常に最新鋭であり、技術革新の先頭に立ってきたといっても過言ではありません。さらに保守技術やその人員育成にも力を注いできました。ですから、いつ故障するかも知れない火力発電設備を抱える電力会社との違いが際だっています。また「クラゲが押し寄せて排水口が詰まって操業を一時中止」などと、電力事業者として恥ずかしいことを平気で口にする関西電力などとは、はっきり一線を画しています。

なぜ危ない原発ビジネスに手を出すのか？

ここで当然起きる疑問ですが、電源開発のような超優良電気事業者がなぜ危ない原発ビジネスに手を出すのか？ここでははっきりしているのは、**他の電力会社同様、株主に名を連ねている日本の一握りの巨大金融資本の明確な“意志”**だ、ということです。なぜ巨大金融資本は原発ビジネスに魅力を感じているのか、という議論はここでは長くなりますので割愛します。簡単にミもフタもなく言えば、**安全に巨額の資金を長期間塩漬けにして、純利益に近い金利を吸い上げることができるという要素と、各巨大金融資本が中核にすわる企業グループに原発ビジネスに伴う巨大な独占的な利益（この業界は企業数が少なく、またライセンスで守られているため競争がなく独占的な利益が保障されている）を配分できるため、**ということになります。それに電源開発にはもともと国策会社だったという要素が強く、**経産省が影響をおよぼしやすい（最大株主は自己株式 9.92% の電源開発自身－表 4 参照のこと）**という事情も拍車をかけます。**経産省と巨大金融資本が一致して原発ビジネスに参入しろ、と圧力をかければ、電源開発はいうことを聞かざるを得ない、**ということでもあります。

表 4 主要株主（東証第一部上場）	
電源開発自己株式	9.92%
日本生命保険	5.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行	4.64%
みずほコーポレート銀行	4.48%
日本マスタートラスト信託銀行	3.81%
三井住友銀行	2.58%
J-Power 従業員持株会	2.55%
日本マスタートラスト信託銀行（9 信託口）	2.03%
三菱東京 UFJ 銀行	2.00%
富国生命保険	1.65%
三井住友信託銀行	1.35%
小計	40.49%
* 日本トラスティ・サービス信託銀行は三井住友銀行系	
* 日本マスタートラスト信託銀行は三菱東京 UFJ 銀行系	
* 「J-Power」は電源開発の dba	
【資料出典】電源開発 公式 Web サイト	
電源開発 第 61 期（2012 年 3 月期） 有価証券報告書	

表 5 電源開発 沿革	
1952 年 9 月	「電源開発促進法」に基づき政府全額出資で電源開発株式会社設立
1956 年 4 月	佐久間発電所運転開始
1959 年 5 月	田子倉発電所運転開始
1959 年 5 月	只見幹線、南川越変電所運転開始
1967 年 5 月	磯子火力発電所運転開始
1967 年 7 月	竹原火力発電所運転開始
1978 年 7 月	奥清津発電所（揚水式水力発電）運転開始
1980 年 5 月	西地域連系線全線運転開始
1992 年 7 月	中国脱硫技術実証試験基本協定締結
1995 年 8 月	原子力委員会、フル MOX 燃料による ABWR 建設を決定（電源開発が担当）
1999 年 8 月	電源開発基本計画に大間原発建設組み入れ
2000 年 2 月	本四連系線増設
2000 年 6 月	紀伊水道直流連系設備運転開始
2000 年 7 月	橘湾火力発電所運転開始
2003 年 10 月	「電源開発促進法」廃止
2003 年 11 月	民営化へ向け「J-Power 民営化ファンド」設立。政府株式を譲渡し、電源開発の親会社となる。同社が株式を民間会社に譲渡。体のいい「国有企業払い下げ」
2004 年 10 月	東証一部株式上場。J-Power 民営化ファンドは保有株式を全額販売完了。
2008 年 4 月	経産省、大間原発原子炉設置許可
2008 年 5 月	経産省、大間原発工事計画承認、着工
2011 年 3 月	福島原発事故で工事停止
2012 年 9 月	「今後のエネルギー政策」閣議決定、工事再開
【参照資料】電源開発 Web サイト『沿革』、電源開発『第 61 期有価証券報告書（2013 年 3 月期）の「沿革」』、電源開発『大間原発の概要』（2012 年 9 月）など	

函館市訴状概要に見るその ユニーク性と大間町の立場

さてここで函館市の請求の内容とそのユニーク性にもう一度触れておかenいわけには行きません。これから恐らく修正や変更はあるでしょうが、**基本的には函館市は「自治体崩壊の壊滅的被害を受ける具体的な危険、多数の財産が使用禁止となる危険を排除または予防する」ことは当然の権利とし、そのために大間原発の建設差し止めを請求する、としています。**これはもっともな言い分で、函館市はこの訴えを支持する根拠法を明示してはいないものの、**明らかにこの訴えを支持する法は日本国憲法です。**函館市が今後どのような法律論争を展開するのかまだ流動的ですが、もし憲法を根拠法として争うなら、**初めて憲法を本格的に巻き込んだ「原発裁判」**になりそうだと、言う点にそのユニーク性、獨創性があります。日本国憲法は「**全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から逃れ平和のうちに生存する権利を有する**」(前文表 8 参照のこと)と述べ、第 25 条では「**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する**」(表 9 参照のこと)、さらに第 99 条ですべての公務員に対して「**この憲法を尊重し擁護する義務を負う**」と事実上国に対して憲法に対する忠実義務を求めています。

さて函館市民の「生存権」は仮に守られるものとして、原発誘致を経済活性化の起爆剤としたい、とする大間町民の「生存権」や「生活権」は一体どうなるのでしょうか？むづかしい議論があるとは思いますが、**他者の「生存権」の犠牲の上の生存権が許されるか、あるいはどちらがより根源的な生存権なのか、考えるべき問題は沢山あります。でも私たちは考えていかなければなりません。事態はそこまできています。**

大間原発審査に臨む 原子力規制委員会の態度

ここで大間原発建設・運転に関する規制当局、原子力規制委員会の態度を見ておきましょう。電源開発が適合性審査申請をしていないのでまだ水面下の段階ですが、ヒントがないわけではありません。実は電源開発は 2013 年 9 月 19 日に原子力規制庁を訪れ、適合性審査に提出予定の文書を提示し、「**どんなもんだろう？**」と下相談しています。この時の規制庁の回答は「**これじゃ全然ダメだね**」というものでした。当日面談要旨(「**件名：大間原子力発電所の原子力規制委員会設置法附則第 2 3 条第 1 項に基づく届出について**」-規制委 Web サイトに公開)から引用すると、「法令・規則・指針・ガイドの要求事項に対して、本文記載内容が必要な事項を十分説明した書類となっていない点を指摘した」ということになります。それはそうです。**電源開発は「設備や装置を整えれば規制基準に適合する」と思いこんでいるフシがあり、あくまで実効性と裏付けを求める規制委の考え方と相当な開きがあります。**これとは別に大間原発には根本的な問題があります。フル MOX となると「**新型炉**」の扱いになります。ところが、原子力規制委員会では、この基準を審議する「**原子炉安全専門審査会**」も「**核燃料安全専門審査会**」も立ち上がっていないのです。**「フル MOX」が妥当かどうか基準がない、どころかその基準を審議する審査会すら立ち上がっていない**のです。この 2 つの審査会は「**原発安全神話時代**」とは違って渾然一体運営になるはずで、田中委員長は「**運営の仕方はこれから相談**」の段階といえますからすなりと審査には入れそうにありません。(表 11「**電気新聞ヤマダ記者**」に対する回答参照のこと)

さて肝心の「フル MOX」に対する考え方です。前述のように基準を決める審査会すら立ち上がっていない状態では、あくまで田中俊一委員長の個人的見解にすぎませんが、「**技術的に納得できる状況ではない。1/3MOX ですらまともにやっていないところに、世界でやったことのないフル MOX をやることについては相当慎重にならざるを得ない**」とかなり否定的です。(表 11「**北海道新聞フルタ記者**」に対する回答参照のこと)

もし安倍政権が是が非でも大間原発の運転開始に持っていこうとするなら、どうも先に田中委員長の首を取ってから、ということになりそうです。

表 11 大間原発に係わる田中俊一原子力規制委員長 記者会見 (2014 年 1 月 22 日記者会見速記録より抜粋)

『記者(電気新聞ヤマダ)：炉安審と燃安審を一緒にたにしている気がするんですけど、テーマ分け等はどのようにされたいお考えでしょうか。』

田中委員長：昔の炉安審、燃安審だと、炉安審なら炉安審の原子炉について、保安院からのいろんな申請があって、それを審査するという形で、燃料と炉の方を分けて、そういうふうになっていたと思うんですが、今回の場合は、名前は残っているけれども、中身が違うんです。だから、運営の仕方は、これから相談しなければいけないけれども、本当に分けてやる必要があるのかどうかということころは、形の上では当然 2 つは別々になると思いますけれども、実際の運営の仕方をどうするかというのは、今後の課題だと思っています』

『記者(北海道新聞フルタ)：もう一点だけ、大間原発を巡っては、委員長は以前から、フル MOX (原子炉内核燃料集合体が全部ブルトニウム・ウラン燃料) については慎重姿勢を示されていたりしゃいまして、フル MOX への懸念というのは函館市民の中にも大きいのですが、改めて、フル MOX についての見解をお伺いします。』

田中委員長：フル MOX については、私自身も技術的に納得できるような状況でないと、すぐには認められる状況ではないのだらうと思います。要するに、前に申し上げたのは、この事故を起こした日本において、3 分の 1 MOX すら、まだまともにやっていないところで、世界でやったことのないフル MOX 炉心をやるということについては、相当慎重にならざるを得ないであろうということでも申し上げています。』

表 8	日本国憲法前文
日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。	
日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。	
われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。	
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。	
表 9	第三章 国民の権利及び義務
生存権と国民の生存権を守る国の義務	
第二十五条	すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2	国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
表 10	第十章 最高法規
公務員の憲法尊重・遵守義務	
第九十九条	天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

【資料出典】電子政府 e-Gov (<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>) より
※なお旧かえは新かえに改めた

函館市は原発立地地元か 周辺自治体か

函館市の「大間原発建設差し止め請求」の概要を読んでいて、どうしても気になることがありました。それは「福島原発事故では、少なくとも30キロ圏までは壊滅的被害が及ぶことが明らかとなり、原発から概ね30キロ圏までは原子力防災計画策定が義務付けられることとなっている。原発建設による不利益は、少なくとも30キロ圏内にある自治体にも及ぶことから、原発建設の際の同意手続きは、立地自治体に限らず周辺自治体をも含むと解すべきである」としている個所です。

これで見ると大間原発から23km圏内の函館市は、いったい自分自身で「立地自治体」と認識しているのか、それとも「周辺自治体」と認識しているのか、一見曖昧です。

確かに現在の「原子力災害対策指針」が確定するまで、原発立地地元の概念は明確でした。それは「原発が立地する自治体及びその自治体が存在する道・県公共団体」というものでした。

しかし現在の「原子力災害対策指針」(2013年9月5日全部改正)が出てから一挙に流動的になりました。というのは「概ね30km圏内が原子力災害重点区域」となり、原子力災害重点区域は「原子力災害広域避難計画」の策定と定期的な避難訓練を義務づけられたからです。規制委は「原発地元の同意がなければ再稼働を認めない」としていますが、明確に「原発地元」を定義していないのです。確かに電力会社やその考え方を踏襲するマスコミは、従来どおりの「定義」で原発地元を扱っています。この定義に従えば、函館市は周辺自治体となります。しかし「原子力災害重点区域」という考え方に立てば、原発災害の被害が直接および、避難が義務づけられているわけですから、「原発地元」ということになります。現実には原子力災害重点区域に属する自治体が、原発稼働反対を意思表示すれば、広域避難計画は成立せず、従って規制委は「地元が反対」とみなさざるを得ないでしょう。「原発立地地元」の概念は、「30km圏内原子力災害重点区域」とする新しい考え方の登場によって、根本的に変化した、と考えるべきでしょう。従って「周辺自治体」の概念も根本的に変わった、とみなさざるを得ません。原子力災害重点区域に隣接する自治体、と考えるべきでしょう。というのは同じく原子力災害重点区域圏外であっても、状況によれば、「OIL2」というレベルの防護策が適用され、「一時移転の対象」となるからです。「原発立地地元」「周辺自治体」の概念は、今大きく変わりつつあります。

表 12 北海道県議会の決議 抜粋

北海道議会

『大間原発の建設再開に抗議し説明責任を果たすよう求める決議』の要旨（2012年10月5日 全会一致で採択）

1. 2012年9月政府は原発継続・核燃料サイクル事業の継続方針を打ち出した。大間原発も建設を再開した。しかしそれが安全であるかいまだ不透明。
2. 大間原発は全炉心ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料(MOX燃料)であり、世界最初である。事業者の電源開発も原発未経験である。これまで以上の安全性の確保が求められる。
3. 北海道南地域は大間原発から最短で23kmの地区になる。苛酷事故が起こればその影響は計り知れない。住民から強い不安と懸念が示されている。
4. 国や電源開発には十分な説明がなされるまで、建設再開をしないように求めてきた。
5. にもかかわらず電源開発は説明責任を果たさないまま、今日の事態を招いた。これは道民感情を踏みにじるものであり、遺憾である。
6. よって道議会は大間原発の建設再開に強く抗議する。また国と電源開発は大間原発の必要性和安全性をあきらかにすべきである。

鳥取県にみる原発立地地元の 自己規定

こうした概念の変化をしっかりと先取りしている自治体がすでに存在します。それは中国電力島根原発の30km圏内原子力災害重点区域、境港市と米子市を抱える鳥取県です。2013年中国電力は島根原発再稼働申請に先だって、「地元」の松江市と島根県には「再稼働申請事前承認願い」を提出し、境港市・米子市、従って両市を抱える鳥取県には「報告」で済ませました。これは中国電力が「地元」と「周辺」の格差をつけた、と考えられます。しかし鳥取県は動じた気配がありません。もともと報告ですから鳥取県には回答義務はありません。しかしわざわざ鳥取県は回答を出しました。それが図3です。その第1項目で鳥取県は「今回の最終意見は留保する。また島根原発の稼働についても意見留保する。規制委の審査結果が出て、さらに規制委から説明を聞いて、また中国電力からも説明を聞いて、さらに市民の意見や専門家の意見を聞いて、再稼働に対する是非を決める」と述べ、中国電力が尋ねていないことまで回答しています。要するに鳥取県は、規制委審査結果を含めてすべての結論が出てから、最終的判断を下す、と実に大きく構えているのです。その背後には、30km圏内は原子力災害重点区域、原子力災害重点区域は原発立地地元だとする強烈な自己規定があります。鳥取県からすれば「原子力災害重点区域の当県が再稼働に反対といえ、規制委は地元の賛同が得られた、とはみなさないだろう。原子力災害対策指針の考え方からすれば、鳥取県は立派な原発立地地元自治体」とする原子力災害対策指針をしっかりと読み込んだ上での判断がありそうです。

図 3 中国電力に対する鳥取県の回答

写

第 201300148743 号
平成 25 年 12 月 17 日

中国電力株式会社
取締役社長 荻田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について（回答）

平成 25 年 11 月 21 日付電原総第 24 号で報告のあったこのことについては、島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定第 6 条に基づき、下記のとおり回答します。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 安全協定第 6 条に基づく事前報告の可否に関しては、今回最終的な意見を留保し、当該事項に関する最終的な意見は、原子力規制委員会及び中国電力株式会社から審査結果について説明を受け、県議会、県原子力防災専門家会議、米子市、境港市の意見を聞いた上で提出する。
- 2 再稼働に向けての一連の手續に際し、鳥取県、米子市及び境港市に協議を行うことを始め、立地自治体と同等に対応すること。
- 3 島根原子力発電所の安全対策や原子力規制委員会の審査状況等について、住民説明会を開催するとともに、鳥取県、米子市及び境港市に対して分かりやすく丁寧な説明を行うこと。
- 4 汚染水対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 5 央道断層などの活断層評価を始め、地震・津波に関する継続的な調査・評価と最新の知見を反映した適切な対応を行うこと。
- 6 フィルタベントなどシビアアクシデント対策を適切に実施すること。また、その内容を具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 7 県民の安全第一を旨とし、関係自治体など地元への正確な情報提供、組織体制、訓練を始め原子力安全文化の醸成、自主的かつ主体的な安全対策、周辺自治体の防災対策への協力など、万全な原子力安全対策を責任をもって行うこと。

【引用典】鳥取県 web サイトより「新規規制基準適合性確認申請の事前報告に対する中国電力への回答」<http://www.pref.tottori.lg.jp/224635.htm>

東京都知事選挙では本当は何が争点だったのか？

これまでに見てきたように函館市、函館市議会、北海道議会などが、電源開発の大間原発に対して見せた姿勢（**大げさに言えば思想**）は、決して「原発問題」をエネルギー問題として捉えたものではありませんでした。

「いったん稼働されれば一次産業をはじめ水産や観光業などの道南地域の経済に深刻な影響をもたらす。ひとたび事故が起これば最短 23km の距離に位置する道南地域の住民の“生命は危険にさらされることになる”」（2012 年 9 月「**函館市議会決議**」より次頁表 15 参照のこと）とし、問題全体を「市民の生存権」問題として捉えていることは明らかでしょう。

こうした視点で、先日行われた東京都知事選挙をもう一度振り返ってみましょう。現在の自民党・公明党政権は、主要な選挙で「原発問題」が主要な争点になることを極力避けてきました。2012 年暮れの総選挙、2013 年夏の参議院選挙を思い出してみてください。**福島原発事故に端を発する原発問題は、常に政権のアキレス腱でした。ですから原発問題が争点化することは安倍政権にとって避けたいことだったのです。**

猪瀬直樹氏の突然の辞任で降って湧いたように行われた東京都知事選挙。これも突然の闖入者のように登場したのが、細川元首相と小泉元首相の「老々コンビ」でした。しかもこの 2 人が掲げた争点は「脱原発」でした。**しかも良く主張を聞いてみるとその脱原発論は「原発政策」にはなっていませんでした。**

それもそのはずで、**2 人は「原発政策」を問題にしたのではありません。「原発」に直結する大切な問題、「生存権」を問題にしたのですから。**表 13 は細川氏出馬記者会見の時の発言を抜粋したものです。細川氏はまず「**原発は国の存亡にかかわる**」と断言し、次のようにいいます。「**原発を再稼働させるようなことは、後の世代に対するまさに犯罪的な行為だと私は思います**」

ここで示されている認識は、函館市や函館市議会が大間原発に示している認識とそっくりうり二つです。ですから細川氏のものとても重要な主張が次の言葉になって出てきます。

「原発問題は都知事選の争点にはふさわしくないという人がいる。しかし都知事の第一の任務は都民の生命・財産を守ることではないか・・・」

そしていいます。**「オリンピックや消費税や TPP どころではないんです。すべてのものが吹き飛んでしまうわけですから、原発問題こそ、今度の選挙の最大の争点、東京の最重要テーマであることは疑う余地がありません」**

この認識も、工藤函館市長の主張や「函館市の大間原発建設差し止め請求」や「函館市議会決議」で示されている認識と、表現こそ違え、その**思想においては全く同一**です。

かつては原発推進の総責任者だった細川氏や小泉氏の主張は、良く分析してみれば、「原発に原因する私たちの生存権問題」だと指摘し、都知事選を舞台にして問題提起したのだ、と考えることができます。**この問題の重要性を日本国民全体が共通認識とすることの大切さに比べれば、東京都知事選挙で誰が当選するかなどは、小さな問題、ということになりましょう。その意味で、今回の東京都知事選挙の意義は大きかった、といわざるをえません。**

巻末資料（9 頁参照のこと）にもあるように、今年は不思議と原発立地県や周辺県での府・県知事選挙が続きます。それは必ず**原発問題が「エネルギー問題」ではなく「生存権問題」として主要争点となるでしょう。**細川氏ではありませんが、それが本来政治上の「最重要テーマ」だからです。

図 4 東京都知事選挙出馬記者会見する細川護熙氏



表 13 （日本記者クラブ主催）2014年1月22日
細川護熙氏東京都知事選挙出馬記者会見抜粋

原発は国の存亡にかかわる

「いまのことと関連しますが、私が特に心配しているのは、成長のためには原発が不可欠だといって、政府がそれを再稼働させようとしていることです。そのことに私は改めて強い危機感を持ち、それが今回出馬を決意するきっかけとなりました。

原発のリスクの深刻さは、福島やチェルノブイリをみるまでもなく、ひとたび事故が起こったら、国の存亡に関わる大事故になる可能性をはらんでいます。そのためには、現在の原発依存型の、エネルギー多消費型社会を180度方向転換しなければだめだということです。**なぜ私がそういう危機感を持つに至ったか**ということは、3.11がもちろん決定的なきっかけになりました。

かつて私も不覚にも信じ込んでいた、**原発がクリーンで安全だ**という神話はもはや完全に崩壊しました。

福島の4号機（**の使用済核燃料プール**）は本当に大きな地震が来ても大丈夫なのか、汚染水の垂れ流しは本当に止まっているのか。核のゴミは捨てる場所さえみつからない。捨て場もないのに、**原発を再稼働させるようなことは、後の世代に対するまさに犯罪的な行為だと私は思います**」

都知事の第一の任務は 都民の生命・財産を守ること

「**原発問題は都知事選の争点にふさわしくないという人がいますが、都知事の第一の任務は都民の生命と財産を守ることです。**東京から100km、200kmぐらいのところにある浜岡（中部電力）とか東海第二（日本原子力発電。東海第一は廃炉中）とか、あるいは柏崎刈羽（東京電力）などでも、もし事故が起こったら、都民の生活、安全、財産というものは壊滅的な被害を受ける。

オリンピックや消費税やTPPどころではないんです。すべてのものが吹き飛んでしまうわけですから、原発問題こそ、今度の選挙の最大の争点、東京の最重要テーマであることは疑う余地がありません」

【参照資料】細川護熙公式Webサイトより「会見要旨」
<<http://tokyo-tonosama.com/index.html#home>>
及び、IWJ（インディペンデント・ウェブ・ジャーナル）中継録画アーカイブより
<<http://iwj.co.jp/wj/open/archives/120962>>

原発による生存権問題をかけて 争われる 2014 年県知事選挙

図 5

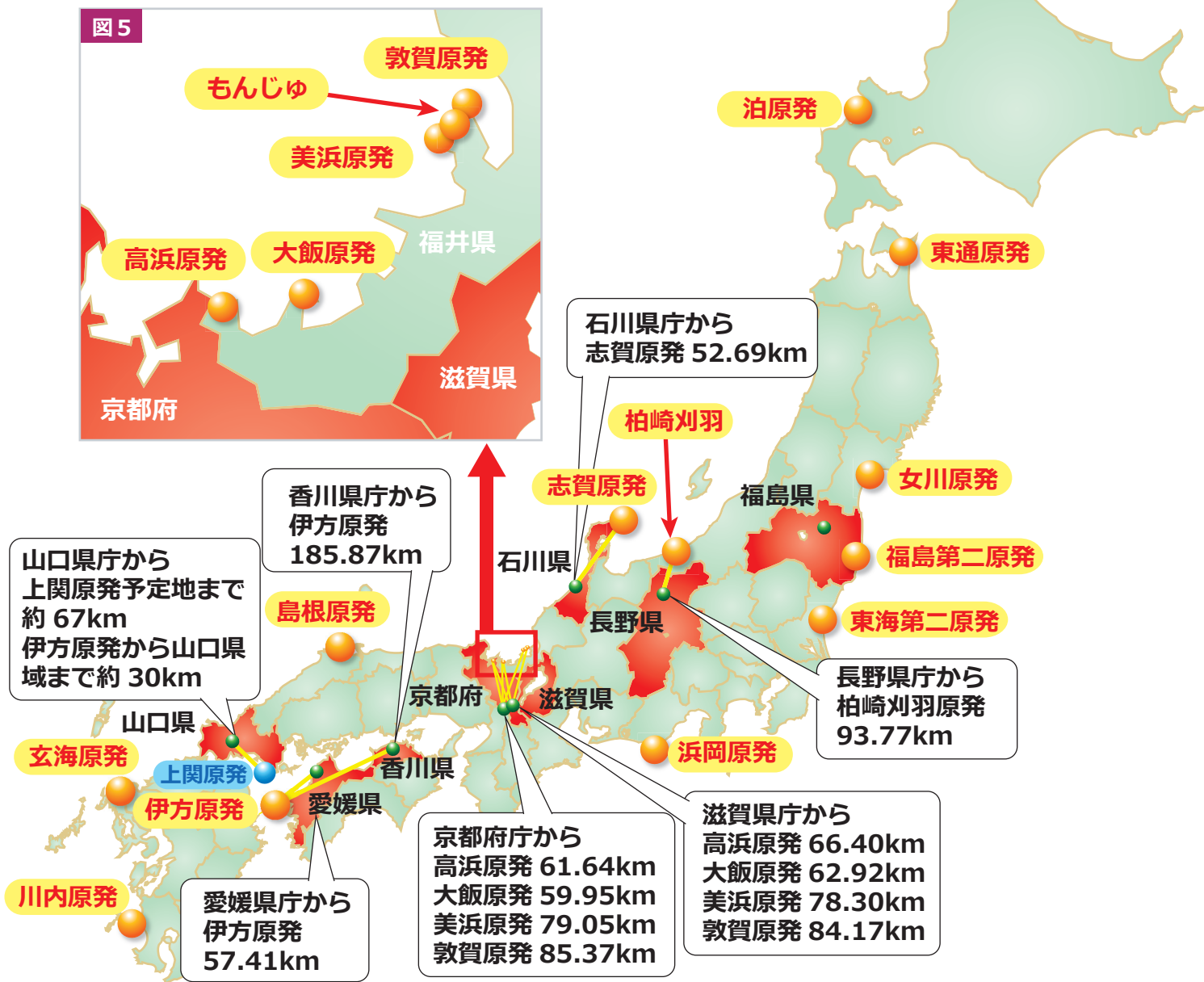


表 14 2014 年 日本の都府県知事選挙と原発

選挙	関連する原発
2 月 長崎県知事選挙	九州電力玄海原発
現職知事が再選。原発問題は争点にならず	
2 月 東京都知事選挙	原発一般
始めて原発一般が主要選挙の争点に。原発争点化を避ける舛添要一氏が当選したものの、細川元首相の出馬や小泉元首相の「原発争点化」は全国の首長選挙に波及する勢い。	
2 月 23 日 山口県知事選挙	中国電力上関原発 (計画中)
前知事山本繁太郎氏が体調不良を理由に突然の辞任。それに伴う選挙。中国電力上関原発の公有海面埋め立て是非、上関原発建設の是非が大きな争点の 1 つに	
3 月 石川県知事選挙	北陸電力志賀原発
志賀原発の立地地元県。原発推進の谷本正憲石川県知事は「東京都知事選挙の影響はない」としているが、志賀原発再稼働の是非をめぐって 1 つの争点化することは確実。	
4 月 京都府知事選挙	関西電力美浜・高浜・大飯原発 日本原電 敦賀原発
脱原発が争点化することは確実。小泉氏は明確に脱原発候補が立てば応援に行く、と明言。	

滋賀県知事選挙 (日時未定。7 月任期満了)

関西電力美浜・高浜・大飯原発
日本原電 敦賀原発

卒原発知事・嘉田由紀子氏が立候補するかどうかは不明だが、脱原発が 1 つの争点となることは確実。

長野県知事選挙 (日時未定。8 月任期満了)

東京電力柏崎刈羽原発

これまで全く問題にならなかった原発問題が争点化しつつある。3 月に行われる上田市長・市議会議員選挙が前哨戦。

香川県知事選挙 (日時未定。9 月任期満了)

四国電力伊方原発

前回自民・公明・民主・社民の応援を受けた現職浜田恵造氏が圧倒的に強いが、今回は福島事故後急速に勢力を拡大した脱原発市民運動の動向が争点化へむけた大きな鍵となる

福島県知事選挙 (日時未定。11 月任期満了)

東京電力福島第一原発・第二原発

「脱原発」「反原発」は今や福島県民の総意。その上で「復興」なのか「反被曝対策」なのかが争点

愛媛県知事選挙 (日時未定。11 月任期満了)

四国電力伊方原発

これまでの選挙は全く脱原発が問題にならなかった。今回は伊方原発の稼働の是非をめぐって争点化することは確実

被曝なき世界へ



広島2人デモ

